

情報提供すべき事項(法第23条第5項、則第18条の2第3項)

本社	①.派遣労働者の数(1日平均)(人)	43
	②.派遣先の実数(件)	14
	③.派遣料金(1日8時間当たりの額)(円)	16,546
	④.労働者賃金(1日8時間当たりの額)(円)	12,172
	⑤.マージン率	26.4%
	⑥.教育訓練に関する事項(労働者の費用負担なし) ア、秘密の保持・安全衛生について(新規教育) イ、コンプライアンス・情報セキュリティ現場定着研修(必要の都度)	
	⑦.その他参考と認められる事項	社会保険、有給休暇、育児・ 介護休業、定期健康診断
	⑧.雇用安定措置を講じた人数	1
	⑨.教育訓練計画	e-ラーニング

東北支店	①.派遣労働者の数(1日平均)(人)	24
	②.派遣先の実数(件)	7
	③.派遣料金(1日8時間当たりの額)(円)	15,623
	④.労働者賃金(1日8時間当たりの額)(円)	12,069
	⑤.マージン率	22.7%
	⑥.教育訓練に関する事項(労働者の費用負担なし) ア、秘密の保持・安全衛生について(新規教育) イ、コンプライアンス・情報セキュリティ現場定着研修(必要の都度)	
	⑦.その他参考と認められる事項	社会保険、有給休暇、育児・ 介護休業、定期健康診断
	⑧.雇用安定措置を講じた人数	2
	⑨.教育訓練計画	e-ラーニング

* 上記数値は、労働者派遣事業報告書(年度報告)を基に計算しています

(対象期間 2021.4.1~2022.3.31)

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

○労使協定を締結しているか否か	締結済み
○労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
○労使協定の有効期間の終期	2024年3月31日